

グリーンボンド

第 2 章第 2 節 グリーンボンドに期待される事項と具体的対応方法

1. グリーンボンドの核となる要素

1-1. 調達資金の使途

【原則】

グリーンボンドにおいて肝要なのは、その調達資金が適格なグリーンプロジェクトのために使われることであり【1-1④前半】、そのことは、証券に係る法的書類に適切に記載されるべきである。【1-1④】調達資金使途先となる全ての適格なグリーンプロジェクトは明確な環境面での便益を有すべきであり、その便益は発行体によって評価され、実現可能な場合は、定量的に示されるべきである。【1-1④後半】

【解説】

【調達資金の使途】

- (1) 法的書類に該当するものとして目論見書等が考えられる。【1-1④】
- (2) グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果（便益）とは別に、付随的に、環境・社会に対しネガティブな効果をもたらす場合がある。「明確な環境面での便益を有するグリーンプロジェクト」とは、そのようなネガティブな効果が本来の環境改善効果と比べ過大とならないと発行体が評価するプロジェクトである。
- (3) このようなネガティブな効果のうち代表的なものとしては、例えば本ガイドライン付属書 1 のようなものが考えられる。【1-1③】

【原則】

調達資金の全部あるいは一部がリファイナンスのために使われる場合、又はその可能性がある場合、発行体は、初期投資に使う分とリファイナンスに使う分の推定比率を示し、また、適切な場合は、どの投資又はプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象になるかを明らかにするとともに、該当する場合は、リファイナンス対象となる適格なグリーンプロジェクトの想定される対象期間（ルックバック期間）を示すことが推奨される望ましい。【1-1⑦ 3 文目】

【解説】

【調達資金の使途をリファイナンスとする場合の措置】

- (4) リファイナンスとして調達される資金は、既に開始されているグリーンプロジェクトの維持という効果を持つ一方で、当該グリーンプロジェクト自体はリファイナンス実施前に開始されていることになるため、新規のグリーンプロジェクトへの初期投資とは環境上の意義が

グリーンボンド

異なる。~~{1-1⑦2文目}~~

(5) 発行体が投資家向けに行う説明には、i) グリーンボンドにより調達される資金のうちリファイナンスに充当される部分の概算額（又は割合）、ii) どのグリーンプロジェクト（又は分類）のリファイナンスに充当されるのかが含まれる¹。~~{1-1⑦3文目}~~

(6) なお、調達資金のうち（リファイナンスでなく）新規のグリーンプロジェクトに対する初期投資に充当する部分が多い場合には、当該初期投資に充当する資金の概算額（又は割合）を明らかにすることにより、当該グリーンボンドの評価の向上につながる可能性がある。~~{1-1⑦5文目}~~

(7) 長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のグリーンボンドの発行を通じてリファイナンスを行う場合は、発行時点において、その資産の経過年数、残存耐用年数やリファイナンスされる額を明確に開示し、長期にわたる環境改善効果の持続性について評価し、必要に応じて外部~~評価レビュー~~機関による評価を受け確認するべきである（ICMA（2022.1）「Guidance Handbook and Q&A」）。~~{1-1⑦6文目}~~

<「リファイナンス」に該当する場合の主な例>

- ・ グリーンプロジェクトに係る金融機関等からの融資を、グリーンボンドによる調達資金で返済（借換）する場合
- ・ 既に開始し、継続又は完了しているグリーンプロジェクトの資金調達のため発行した債券の満期償還を、新たに発行するグリーンボンドによる調達資金により行う場合
 - ※ 完了しているグリーンプロジェクトの例としてはグリーンビルディングの建設等が考えられる。
- ・ 金融機関等が、グリーンボンドによる調達資金を、既に融資を開始しているグリーンプロジェクトへの融資の原資に充てる場合

¹ 社債においては、企業内容等の開示に関する内閣府令において本項目に記載の情報を開示することが定められている。それ以外の種類の債券の場合においても、透明性向上の観点等から当該情報を開示することが望ましい。

グリーンボンド

【原則】

グリーンボンド原則は、気候変動緩和や気候変動適応、自然資源の保全、生物多様性の保全、汚染の防止と管理などの環境目的に貢献するグリーンプロジェクトについて、複数の幅広い適格性の分類を明確に認めている。

以下のプロジェクト分類は、例示的なものではあるが、グリーンボンド市場で支持される、あるいは支持されることが予想される最も一般的に利用されている種類のプロジェクトを捕捉している。グリーンプロジェクトには、資産、投資、及びR&Dのようなその他の関連的支出や付随的支出が含まれ、これらは複数の分類及び／又は環境目的に関連する可能性がある。上記の3つの環境目的（汚染防止と管理、生物多様性の保全、気候変動適応）は、このリストにおけるプロジェクトの分類でもある。そのため、これらのプロジェクトの分類は、これらの環境目的を達成するために、より具体的に設計されたプロジェクトを指す。

適格なグリーンプロジェクトの分類としては以下が挙げられる。順不同で、また、これらに限定されるものではない。

- 再生可能エネルギー（発電、送電、機器及び製品を含む）；
- エネルギー効率（新築・改修済建物、エネルギー貯蔵、地域暖房、スマートグリッド、機器、製品等）；
- 汚染防止と管理（大気排出の削減、温室効果ガスの管理、土壌浄化、廃棄物の発生抑制、廃棄物の削減、廃棄物のリサイクル及びエネルギー効率／排出効率の良い廃棄物発電を含む）；
- 自然資源と土地利用の環境面で持続可能な管理（環境面で持続可能な農業、環境面で持続可能な畜産、生物学的穀物管理又は点滴灌漑などの気候変動に対応した農業生産投入材、環境面で持続可能な漁業・水産養殖業、植林や森林再生といった環境面で持続可能な林業、自然景観の維持又は復元を含む）；
- 陸域及び水域の生物多様性保全（沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む）；
- クリーンな運輸（電気自動車、ハイブリッド自動車、公共交通、鉄道、非自動車式輸送、マルチモーダル輸送、クリーンエネルギーを利用する車両と有害物質の排出削減のためのインフラ等）；
- 持続可能な水資源及び排水管理（清潔な水及び／又は飲料水のための持続可能なインフラ、排水処理、持続可能な都市排水システム、河川改修やその他方法による

グリーンボンド

洪水緩和対策を含む) ;

- 気候変動適応（気候変動の影響に対するインフラの強靭性を高める取組みや、気候の観測及び早期警戒システムといった情報サポートシステムを含む）；
- 循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス（再利用可能・リサイクル可能・改修された素材・部品・製品、循環経済に関するツールやサービスの設計及び導入等）、及び／又は認証を受けた環境効率の高い製品等；
- 地域、国又は国際的に認知された環境性能に関する基準や認証を満たすグリーンビルディング

グリーンボンド原則の目的は、どのグリーン技術、基準、主張、宣言が、環境的に持続可能な便益にとって最適であるかについて見解を示すことではないが、現在、タクソミーや経済活動や製品・サービスの分類の作成やそれらの比較可能性を確保するためのマッピングの提示を行う国際・国レベルのイニシアティブがいくつかあることは注目に値する。これらは、投資家が何をもってグリーン及び適格であるとみなすかについて、有用な指針をグリーンボンド発行体に提供し得る。これらのタクソミーの策定の段階は、現在様々である。発行体及びその他関係者はICMAのウェブサイトの[サステナブル・ファイナンス・セクション](#)に掲載される事例を参照できる。

さらに、様々なグリーンソリューションや環境に関するプラクティスの質について、独立した分析、助言、及び、ガイダンスを提供する数多くの機関が存在する。グリーン及びグリーンプロジェクトの定義は、セクターや地理によっても異なり得る。

最終的に、発行体が、パリ協定の目標と統合的なネットゼロエミッション戦略の実施に向けたプロジェクトに対する資金調達を希望する場合、発行体レベルの開示と気候変動移行戦略のためのガイダンスとして、[クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック](#)を参照することもあり得る。

【解説】

【調達資金の使途の具体例】

(8) 具体的な資金使途の例としては、本ガイドライン付属書 1 のようなグリーンプロジェクトが考えられる。【1-1②】

グリーンボンド

(9) 本ガイドラインの第1章に記載している通り、気候変動の緩和を目的としたプロジェクトについて、発行体として、パリ協定と統合的なクライメート・トランジション戦略を市場に説明する場合には、クライメート・トランジション・ファイナンスで推奨される4つの開示要素（要素1：資金調達者のクライメート・トランジション戦略とガバナンス、要素2：ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ、要素3：科学的根拠に基づくクライメート・トランジション戦略と目標、要素4：実施の透明性）を参照し、クライメート・トランジション・ファイナンスとして実施することが考えられる。また、日本においては、ICMAの「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」に整合した国内実務指針として、金融庁・経済産業省・環境省により「[クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針](#)」が定められている²。【新規追加】

² 経済産業省の以下のページにおいて、トランジション・ファイナンスに関する施策の全体像がまとめられている。
(https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition_finance.html)

グリーンボンド

1-2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

【原則】

グリーンボンドの発行体は、以下の点を投資家に対して明確に伝えるべきである。【1-2①】

- 適格なグリーンプロジェクトの環境面での持続可能性に係る目標；
- 発行体が、対象となるプロジェクトが適格なグリーンプロジェクトの分類に含まれると判断するプロセス（具体例は上述で特定している）；及び、
- 関連するプロジェクトに付随すると認識される社会的、環境的リスクを特定・管理するプロセスについての補完情報【1-1⑥】【1-2③-2文目】

【解説】

【プロジェクトの評価及び選定のプロセスに関する投資家への事前説明】

(1) グリーンボンドにより調達される資金の充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定している場合には不要であるが、充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定していない場合（（i）一般事業者、地方自治体等が自らの一定の分類に属するグリーンプロジェクトに係る資金調達をするためグリーンボンドを発行する場合、（ii）金融機関等が多数のグリーンプロジェクトに対する投資・融資の原資を調達する場合、など）には、上記のほか、調達資金の充当対象とするグリーンプロジェクトが環境面での持続可能性に係る目的に合致すると判断するための規準（Criteria）についても策定し、事前に投資家に説明すべきである。【1-2①】【1-2②】【1-2③-1文目】

(2) 個別のグリーンプロジェクトが決定していない場合においては、グリーンボンドやグリーンローン等の金融商品と共通のグリーンプロジェクトを評価・選定するための規準、プロセス及びプロジェクトに関係すると考えられる環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスを包括的に構築しておくことも考えられる。【1-2③-2文目】

(3) 発行体は、調達資金の充当プロセスに応じて、グリーンボンドの調達資金を充当したプロジェクトのリストを提供するか、又はポートフォリオレベルのみ報告することが望ましく、投資家その他の市場関係者が資金用途の適切性を評価できるようにするため、「風力発電事業のための設備建設」「バイオマス発電事業に係る融資」などのように、一定の分類を示して行うべきである。調達資金の用途となる個別のグリーンプロジェクトが具体的に確定している場合には、当該グリーンプロジェクトを明示して行うことが望ましい（ICMA（2024.6）「[Handbook](#) : Harmonised Framework for Impact

グリーンボンド

Reporting) ~~。【1-1⑤】~~。

【環境面での持続可能性に係る目的】

(4) 環境面での持続可能性に係る目的とは、「気候変動の緩和・適応」や「生物多様性の保全」など、発行体が当該グリーンボンドを通じて実現しようとする環境上のメリットである。【1-2④】

【規準】

(5) 規準とは、環境面での持続可能性に係る目的に照らして具体的なプロジェクトを評価・選定する際の判断の根拠となるものである。例えば、「気候変動の緩和・適応」を環境面での目標とする場合、温室効果ガス排出削減効果のある再生可能エネルギー事業などのグリーンプロジェクトを調達資金の充当対象にする、などの例が考えられる。【1-2⑤】

(6) グリーンプロジェクトを評価・選定するための規準の例としては、以下のようなものが考えられる。評価・選定に当たり、参照する環境基準・認証がある場合、それらについても事前に投資家に説明することが望ましい。【1-2⑥】

<グリーンプロジェクトを評価・選定するための規準の主な例>

- ・ グリーンボンド原則又は本ガイドラインにおいて「調達資金の用途」の具体例として挙げられている事業に該当すること。
- ・ 再生可能エネルギー事業であって、赤道原則に規定された環境・社会に対するネガティブな効果が大きいカテゴリーに分類されない事業に該当すること。
- ・ LEED、CASBEE、BELS等の環境認証制度において高いエネルギー効率を示す環境認証を受ける建築物を建築する事業に該当すること。

【適格なグリーンプロジェクトの分類にどのように合致するかについて発行体が判断を行う際のプロセス】

(7) グリーンプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスとは、例えば、「あるプロジェクトが上記目的や規準に照らして調達資金の充当対象として適切に環境改善効果をもたらすと判断される根拠」、「実際に誰がどのように上記規準を適用し、グリーンプロジ

グリーンボンド

エクトが環境面での持続可能性に係る目的に合致しているか否かの判断を行うか（どの部署が実際に評価・選定を行うのか、その適切性を検証するのか）」、などを意味する。【1-2⑦】

(8) グリーンプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスには、環境関連部署などの専門性のある部署や、外部評価レビュー機関が関与し、環境の観点からの適切性を確保するための牽制を働かせることが望ましい。【1-2⑧】

(9) グリーンプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスの例としては、以下のようなものが考えられる。【1-2⑨】

<判断を行う際のプロセスの主な例>

社内の事業担当部署（又は財務担当部署）と環境担当部署が共同で規準を策定する。プロジェクト選定は、事業担当部署（又は財務担当部署）が前述の規準に基づいて一次判断を行い、環境担当部署がその一次判断の妥当性についてチェックした上で、社としての最終判断とする。

【環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス】

(10) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスとは、当該プロジェクトの実施にあたり、環境・社会へ重要な負の影響、環境・社会リスクを伴うかどうかについて特定し、緩和・管理を行うことを意味する。【1-2⑩】

(11) グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境・社会に対してネガティブな効果を持つ場合には、投資家その他の関係者が適切に評価出来るよう、発行体は、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方も併せて説明すべきである。【1-1⑥】

(12) 例えば、一定規模以上の水力発電は、土地改変などのネガティブな影響が懸念されるなどが挙げられる（参照：本ガイドライン付属書1）。

(13) こうしたネガティブな効果は、グリーンプロジェクトの環境改善効果や価値自体を上回る又は失わせてしまう可能性があるため、グリーンプロジェクトが有する潜在的に重大

グリーンボンド

な環境的、社会的リスクを特定し、管理するためのプロセスについて、投資家に事前に説明することは重要である。【1-2③】

グリーンボンド

【原則】

発行体はまた、以下を実施することが奨励される。

- 上記の情報を、発行体の環境面での持続可能性に関する包括的な目的、戦略、及び／又はプロセスの文脈の中に位置づけること；
- 関連する場合は、政府又は市場ベースのタクソミー、関連する適格性規準（該当する場合は除外規準を含む）とプロジェクトの適合に関する情報を提供し、プロジェクト選定において参照した環境基準又は認証を公開すること；更に、
- 関連するプロジェクトから生じる、社会及び／又は環境への負のインパクトによる既知の重大なリスクに対する緩和策を特定するプロセスを有すること。そのような緩和策には、明確かつ関連するトレードオフ分析の実施及び発行体が潜在的なリスクを有意義であると評価する場合に必要なモニタリングが含まれ得る。【1-2③文目】

【解説】

【包括的な目的、戦略等への組み込み】

(14) 「発行体の包括的な目的、戦略、政策」とは、「中期経営計画、サステナビリティ戦略等」が考えられる。また、発行後も当該情報を中期経営計画、サステナビリティ戦略等の文脈の中に位置づけた上で投資家の求めに応じて説明することが望ましい。

【1-2④】

【各種基準、認証への適合及び情報公開】

(15) 関連する情報や、参照した環境基準・認証（本ガイドライン付属書1、タクソミー、その他の環境基準や認証）の公開が望ましいケースとして、グリーンプロジェクトの分類の適切性のほか、グリーンプロジェクトのもたらす可能性がある環境・社会に対するネガティブな効果を排除するための要件等を規準に設定する場合は該当する。また、環境基準・認証等を参照した場合には、参照した環境基準・認証等と実際のグリーンプロジェクト等がどの様に適合しているのかを併せて説明することが望ましい。加えて、外部の認証を活用する場合には、単に認証を満たすことだけでなく、それによって達成される環境改善効果等についても説明することが望ましい。【1-2⑤】

グリーンボンド

1-3. 調達資金の管理

【原則】

グリーンボンドによって調達される資金に係る手取金、あるいは手取金と同等の金額は、サブアカウントで管理されるか、サブポートフォリオに組み入れられるか、又はその他適切な方法のいずれかにより発行体により追跡されるべきである。また、当該手取金は、適格なグリーンプロジェクトに係る発行体の投融資業務に関連する正式な内部プロセスの中で、発行体によって証明されるべきである。【1-3④】

【解説】

【調達資金の追跡管理の方法】

(1) 調達資金の追跡管理の具体的な方法としては、以下のようなものが考えられる。【1-3⑤】

<調達資金の追跡管理の具体的な方法の主な例>

- ・ 調達した資金を、会計上区別された補助勘定を設けて記入し、グリーンプロジェクトに充当した場合に、当該補助勘定から支出する。
- ・ 社内システムや電子ファイルにより、調達資金の全額とグリーンプロジェクトへの充当資金の累計額を管理し、定期的に両者を調整し、後者が前者を上回るようにする。
- ・ 調達資金を別口座に入金しその全額をその他の事業資金と区別して管理する。グリーンプロジェクトへの充当は、当該別口座から行う。

(2) また、調達資金の管理については、証憑となる文書等を適切に保管しておくことが望ましい【1-3⑦】。

【調達資金の追跡管理の方法に関する投資家への事前説明】

(3) 発行体は、グリーンボンドにより調達される資金の追跡管理の方法について、後述のフレームワーク等により投資家に事前に説明すべきである。【1-3⑥】

【調達資金の早期充当】

(4) グリーンボンドにより調達した資金は、早期にグリーンプロジェクトへ充当するべきである。(ICMA (2024.6) 「Guidance Handbook」) 。【1-3⑧】

グリーンボンド

【原則】

グリーンボンドが償還されるまでの間、追跡されている手取金の残高は、一定期間ごとに、当該期間中に実施された適格グリーンプロジェクトへの充当額と一致するように調整されるべきである。発行体は、未充当資金の残高についての想定される一時的な運用方法を投資家に知らせるべきである。【1-3㉒】

グリーンボンドの調達資金は債券ごと（ボンドバイボンドアプローチ）、又は複数のグリーンボンドを集約した（ポートフォリオアプローチ）管理が可能である。【1-3㉓】

グリーンボンド原則は高い水準の透明性の確保を奨励する。また、グリーンボンドの調達資金の内部追跡管理方法と、その資金の充当状況について検証するため、発行体による調達資金の管理は、外部監査機関又はその他の第三者機関の活用によって補完されることが推奨される望ましい（以下の「重要な推奨項目」参照）。【1-3㉔】

【解説】

【未充当資金の運用方法に関する投資家への事前説明】

(5) 発行体が未充当資金の運用方法について投資家に事前に説明すべき時は、グリーンボンドにより調達される資金について、充当対象プロジェクトが決定していない場合や、充当対象プロジェクトは決定しているものの資金充当のタイミングが来ていないために一時的に未充当となる場合が該当する。【1-3㉕】

【未充当資金の運用方法】

(6) 未充当資金の運用方法は、現金又は現金同等物、短期金融資産等の安全性及び流動性の高い資産による運用とすることが望ましい。【1-3㉖】

(7) 未充当資金の運用方法の先進的な事例として、投資家の環境に対する意思を尊重する観点から、適切な環境経営方針を有する金融機関等の口座に預け入れるというものもあった。ESG関連又はグリーンな金融商品で運用されることを強く選好する投資家がいる場合、こうした対応は有意義と考えられる。【1-3㉗】

グリーンボンド

1-4. レポーティング

【原則】

発行体は、資金用途に関する最新の情報を作成・維持し、容易に入手可能な形で開示すべきであり、また、その情報を調達資金がすべて充当されるまで年に一度は更新し、かつ重要な変化があった場合は速やかに更新すべきである。【1-4②】この年次報告書には、グリーンボンドの調達資金が充当されている各プロジェクトのリスト、各プロジェクトの概要、充当された資金の額及び期待されるインパクトが含まれるべきである。【1-4③】守秘義務契約が存在する場合や競争上の配慮が必要な場合、又は対象プロジェクトの数が多く詳細な情報を提供することが制限される場合、グリーンボンド原則は提供する情報を一般化した形、又は集計したポートフォリオ単位（例えば、一定の分類への充当割合）で開示することが望ましいを推奨する。

【解説】

【グリーンボンド発行後の調達資金の使用方法等に関する一般的開示】

- (1) グリーンボンドへの投資を行う投資家は、自らの拠出した資金がグリーンプロジェクトに充当され、当該グリーンプロジェクトにより環境改善効果をもたらされることを期待して、当該投資を行っている。そのため、レポーティングで表現されるインパクトは投資家が投資の効果を継続的にモニタリングしていく際に重要となる要素である。また、発行体としても、発行した債券がグリーンボンドであることを主張・標榜し、社会からの支持を得るためには、透明性を確保することが必要である。【1-4④】
- (2) 開示場所として、投資家が参照し易い場所、例えば、発行体のウェブサイト等が考えられる。【1-4④】

【開示のタイミング】

- (3) 重要な変化とは、資金用途となる資産やプロジェクトの売却、プロジェクトにおける重大な事故など、グリーン性に影響を与える事象の発生が挙げられるが、あくまで一例であり、これらに限定されるものではない。【1-4②】

【開示事項、開示方法】

- (4) 「各プロジェクトの概要」には、そのプロジェクトの進捗状況を含む。【1-4③】

グリーンボンド

- (5) 未充当資金がある場合の開示事項については、未充当期間の運用方法に加え、その金額又は割合、及び充当予定時期が含まれる³。【1-4③】。
- (6) また、調達資金を既に開始されているグリーンプロジェクトのリファイナンスに充当した場合、i) 調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（又は割合）、ii) どのグリーンプロジェクト（又は分類）のリファイナンスに充当されたのか、が開示事項に含まれることが望ましい。【1-4④】。
- (7) 情報を一般化した形、又は集計したポートフォリオ単位で開示する例として、「風力発電事業」「エネルギー効率の高い機器の導入に関する事業」「廃棄物リサイクル関連施設の建設・運営に関する事業」といった分類ごとに上記各項目に係る情報を集約して示す等が考えられる。【1-4⑤】
- (8) 具体的な方法としては、付属書3のようなものが考えられる。【1-4⑥】

³ 社債においては、グリーンボンド原則で定められている未充当資金の運用方法に加え、企業内容等の開示に関する内閣府令において本項目に記載の情報を開示することが定められている。それ以外の種類の債券の場合においても、透明性向上等の観点から当該情報を開示することが望ましい。

グリーンボンド

【原則】

期待される及び／又は達成されたプロジェクトのインパクトを伝達する上では、透明性が特に重要である。そのためにグリーンボンド原則は、定性的なパフォーマンス指標を使用すること、及び、実現可能な場合には、定量的なパフォーマンス指標を使用すること及び定量値を導く上で用いた主要な算出方法及び／又は仮定を開示することが望ましいを推奨する。発行体は、「[ハンドブック インパクト・レポーティングについて調和のとれた枠組みを目指すガイダンス文書](#)」に示されるガイダンス及びインパクト・レポーティングのためのテンプレートを、可能な場合には、参照し、採用すべきである。

グリーンボンドあるいはグリーンボンドプログラムの主な特徴を反映し、グリーンボンド原則の4つの核となる要素に適合する主要な特徴を説明する概要を活用することは、市場参加者に対する情報提供の一助となり得る。その目的のため、テンプレートはICMAウェブサイトの[サステナブル・ファイナンス・セクション](#)で入手でき、また、記入されたものは、市場情報としてオンラインで公開できる（以下「リソースセンター」を参照のこと）。

【解説】

【環境改善効果に係る指標、算定方法等】

(9) 環境改善効果の開示に当たっては、「2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス」において定めた「グリーンボンドの「環境面での持続可能性に係る目的」「規準」との整合性や、グリーンプロジェクトの性質に留意して、適切な指標を用いることが重要である。【1-4⑦】

(10) 環境改善効果の開示に当たっては、実現可能な場合には定量的な指標が用いられ、その算定方法や前提条件とともに示されることが望ましい。投資家が自らの投資先の温室効果ガス排出量を算定し、ネットゼロを目指していく国内外の動きもあり、環境改善効果の定量化は投資家の目線からも重要な要素となっている。【1-4⑩1~2文目】

(11) 定量化が難しい場合に用いる定性的な指標として、グリーンプロジェクトを通じてLEED、CASBEE、BELS、FSC、MSC、ASC等の外部認証を取得する場合に、これらの外部認証を利用することも考えられる。【1-4⑩3文目】

グリーンボンド

(12) 環境改善効果に係る指標の具体例としては、本ガイドライン付属書 1 のようなものが考えられる。【1-4⑩】

(13) 各定量的指標を用いる場合における、環境改善効果の算定方法の具体例としては、本ガイドライン付属書 2 のようなものが考えられる。【1-4⑪】

グリーンボンド

重要な推奨項目

グリーンボンド・フレームワーク

【原則】

発行体は、グリーンボンド・フレームワーク又は法定書類により、グリーンボンド又はグリーンボンドプログラムがグリーンボンド原則の4つの核となる要素（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートング）に適合していることを説明すべきである。当該グリーンボンド・フレームワーク及び／又は法定書類は、投資家が容易にアクセス可能な形式で参照できるようにすべきである。【2-1①】

【解説】

【一般的事項】

- (1) 法的書類に該当するものとして目論見書などが考えられる。また、開示場所として、投資家が参照し易い場所、例えば、HPなどのWeb上等が考えられる。【2-1①】
- (2) こうした調達資金の使途又は目論見書などの法定書類は、発行体から市場に対して、グリーンボンドの適格性に関し、投資判断するに当たり必要十分な情報を提供することにつながる。【2-1①】

【原則】

発行体は、グリーンボンド・フレームワークにおいて、発行体の包括的なサステナビリティ戦略の文脈に沿って、関連する情報を要約することが望ましい推奨される。これは、グリーンボンド原則の5つのハイレベルな環境目的（気候変動緩和、気候変動適応、自然資源の保全、生物多様性の保全、汚染防止と管理）への参照を含み得る。更に、発行体は、プロジェクトの選定において参照されたあらゆるタクソミー、環境基準、又は認証を公開することが奨励される。【2-1②】

【解説】

【一般的事項】

- (3) プロジェクトの選定において参照される環境基準や認証には、本ガイドライン付属書1も含まれる。【2-1②】
- (4) そうした基準・認証等を参照した場合には、参照した環境基準・認証等と実際のグリーンプロジェクト等がどの様に適合しているのかを併せて説明することが望ましい。【2-1②】

グリーンボンド

(5) 加えて、外部の認証を活用する場合には、単に認証を満たすだけでなく、それによって達成される環境改善効果についても説明することが望ましい。【2-1②】

【原則】

気候変動緩和を目的としたプロジェクトという文脈の中で、パリ協定と統合的なトランジション戦略を伝達する場合、発行体は「[クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック](#)」のガイダンスを活用することが奨励される。

【解説】

【一般的事項】

(6) 具体的な活用の方法として、クライメート・トランジション・ファイナンスで推奨される4つの開示要素（要素1：資金調達者のクライメート・トランジション戦略とガバナンス、要素2：ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ、要素3：科学的根拠に基づくクライメート・トランジション戦略と目標、要素4：実施の透明性）を参照し、クライメート・トランジション・ファイナンスとして実施する旨をフレームワーク又は目論見書などの法定書類において明確に位置付けることが考えられる。なお、気候変動緩和に関して、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の最終報告書（TCFD提言）などのフレームワークを活用し、発行体全体のクライメート・トランジション戦略を説明することは、発行体全体の戦略の理解を深めたいとする投資家サイドの要望にも応えることになる。【2-1③】

グリーンボンド

外部レビュー

【原則】

発行体は、外部レビュー機関を任命し、債券発行前の外部レビューにより、グリーンボンド又はグリーンボンドプログラム及び／又はフレームワークと前述のグリーンボンド原則の4つの要素（調達資金の用途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理及びレポーティング）との適合性を評価することが望ましい推奨される。【2-2-(1)-①】

グリーンボンド発行後、発行体による調達資金の管理は、グリーンボンドの調達資金の内部追跡管理方法と、その資金の充当状況について検証するため、外部監査機関又は第三者機関の活用によって補完されることが望ましい推奨される。【2-2-(1)-②】

グリーンボンドのプロセスについて、発行体が外部からのインプットを得るための方法は多様であり、市場に供給され得る評価の種類は様々である。発行体は、これらの様々な種類の評価に関する推奨項目及び説明については、「[外部レビュー機関向けの自主ガイドライン](#)」を参照すべきである。当該ガイドラインは、ベストプラクティスを促進するためにグリーンボンド原則に沿って制定された。これらは、発行体、引受金融機関、投資家、その他のステークホルダー及び外部レビュー機関自身のため、外部レビュープロセスに関する情報と透明性を提供するための市場ベースのイニシアティブである。

【解説】

【一般的事項】

(1) 外部評価レビュー機関によるレビューの名称については、「セカンド・パーティー・オピニオン（Second Party Opinion）」、「検証（Verification）」、「認証（Certification）」、「スコアリング／レーティング（Scoring／Rating）」など様々な名称のものがある（ICMA（2022.6）「Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Bonds External Reviews」）。
【2-2-(1)-③】

A) セカンド・パーティー・オピニオン（SPO：Second Party Opinion）

SPOを提供することが出来るのは、環境、社会、サステナビリティの分野で専門性を持ち、発行体から独立した機関である。SPOを提供する機関は、債券のフレームワークに関するアドバイザー業務とは独立しているか、SPOの第三者性を確保するために機関内で情報障

グリーンボンド

壁等の適切な施策が取られるべきである。また、機関の独立性に関するあらゆる懸念は投資家に開示されるべきである。

B) 検証 (Verification)

発行体は、指定された基準について独立した検証を得ることが可能である。指定された基準とは、環境、社会、サステナビリティに関するもの、若しくは、第3章で解説されるサステナビリティ・リンク・ボンドの場合、KPIやSPTsに関するものである。

C) 認証 (Certification)

発行体は、債券自体や債券のフレームワーク、調達資金の用途やKPI、SPTsについて、外部のグリーン、ソーシャル、サステナビリティに関する基準やラベルに照らして認証を得ることが出来る。基準やラベルとその評価軸との整合性は資格を有する第三者によって通常検査される。

D) スコアリング／レーティング (Scoring／Rating)

発行体は、債券自体やそのフレームワーク、調達資金の用途やKPIの選定方法、SPTsの野心度の測定等の主な特性について、確立したスコアリング／レーティングの方法に従い、専門性のある調査会社や格付機関等の第三者機関等によって評価又は査定することが出来る。**【2-2③】**

【2】 ICMA (2022.6) 「Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Bonds External Reviews」に加え、本邦市場において参照すべき文書として、金融庁 (2022.12) 「[ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範](#)」がある。本行動規範では、IOSCOによる国際的な報告書及び金融庁「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会」における議論を踏まえ、ESG評価・データを提供する外部[評価レビュー](#)機関へ期待することとして、以下4つの観点から6つの原則、指針、及びその考え方が記載されている。**【新規追加】**

- ・ 透明性の確保
自社のESG評価について、目的・考え方・基本的方法論等を公表すること
- ・ 人材の育成

グリーンボンド

専門人材等を確保し、また、自社で専門的能力の育成等を図ること

- ・ 利益相反の回避
業務の独立性・客観性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避し、又は、リスクを適切に管理・低減すること
- ・ 企業とのコミュニケーション
評価を行う企業との窓口を明確化し、評価の根拠となるデータは確認・訂正を可能とし、こうした手順を予め公表すること

(3) また、ICMAにおいても、2023年12月に「[Code of Conduct for ESG Ratings and Data Products Providers](#)」を策定しており、必要に応じて参照可能である。
~~されたい。【新規追加】~~

【外部レビュー活用の意義】

(4) レビュー活用の意義としては、例えば以下のような場合が考えられる。

- ・ 調達資金の具体的使途として予定しているグリーンプロジェクトの中に、環境改善効果とともに環境・社会に対する比較的大きいネガティブな効果を併せ持つプロジェクトが含まれており、当該プロジェクトを調達資金の具体的使途とすることの適切性について客観的評価を得ることができる
- ・ グリーンプロジェクトを評価・選定するための規準の適切性や、当該規準に基づくグリーンプロジェクトの評価・選定の適切性を評価する知見が発行体内部に十分に備わっていない場合、これらの適切性について客観的評価を得ることができる
- ・ 調達資金の具体的使途として予定しているグリーンプロジェクトが比較的特殊なものであり、その環境改善効果の算定に用いることができる既存のフレームワークが存在しない場合に、自ら策定した環境改善効果の算定方法の適切性について客観的評価を得ることができる
- ・ 投資家層として、国内のグリーンプロジェクトや周辺情報に関するなじみがない海外の投資家が想定される場合、第三者評価機関のレビューを活用することで当該投資家のグリーンボンドへの理解を促進することができる~~{2-2-(1)-④}~~

【同一フレームワークによる発行】

(5) 過去にグリーンボンドのフレームワーク全体について外部[評価レビュー](#)機関によるレビューを付与され、それと同一のフレームワークで再度グリーンボンドを発行する際に、改めてレビューを受けることは不要であると考えられる。ただし、過去にレビューを付与された時点

グリーンボンド

から、グリーンプロジェクトやグリーンボンドのスキームの適切性に関する考え方に変化がある場合や、レビューを付与する外部評価レビュー機関が自社の評価規準等を変更している場合なども考えられることから、慎重な検討を要する可能性がある。例えば、レビューを受けることが不要であると考えられる場合として、専らグリーンプロジェクトを行うSPCが、当該プロジェクトの環境改善効果についてレビューを受け、同種類のプロジェクトに関して複数回のグリーンボンドを発行する場合などが考えられるが、発行体が外部評価レビュー機関によるレビューを活用しない場合には、発行体が自ら、グリーンボンドのフレームワークに係る適切性を十分な透明性を持って説明することを、投資家その他の市場関係者から求められることが考えられる。~~【2-2-(1)-⑤】~~

【原則】

グリーンボンド原則は、外部レビュー機関に対し、自らの実績と関連する専門性を公表し、実施したレビューの範囲を明確に示すことを奨励する。発行体は、外部レビューを自社のウェブサイト及び／又はその他のアクセス可能なコミュニケーションチャネルを通じて参照することができるよう適切に公開し、もし実施可能であればICMAのウェブサイトのサステナブル・ファイナンス・セクションに公開している外部レビューのテンプレートを使用すべきである。

【解説】

【レビューを付与する外部評価レビュー機関が則るべき事項】

(6) 外部評価レビュー機関はレビューを付与するに当たり、以下の基礎的事項に則るべきである（ICMA（2022.6）「Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Bonds External Reviews」）。~~【2-2-(2)-】~~

1) プロフェッショナルとしての倫理規範的事項

以下はICMA（2022.6）「Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Bonds External Reviews」において特に考慮すべきと記載されている国際会計士連盟国際会計士倫理基準審議会の「倫理規定（Code of Ethics for Professional Accountants）」及びこれに対応する日本公認会計士協会の「倫理規則」を考慮している。~~【2-2-(2)-注釈】~~

① 誠実性~~【2-2-(2)-①】~~

外部評価レビュー機関は、常に誠実に行動しなければならず、以下のような報告、情報で

グリーンボンド

あると認識した上で、それらに基づきレビューの作成や開示に関与しないこと。

- ・ 重要な虚偽又は誤解を招く陳述が含まれる情報
- ・ 業務上必要とされる注意を怠って作成された陳述又は情報が含まれる情報
- ・ 必要な情報を省略する又は曖昧にすることにより誤解を生じさせるような場合において、当該情報を省略する又は曖昧にする情報

② 客観性~~{2-2-(2)-②}~~

外部~~評価~~レビュー機関は、先入観をもたず、利益相反を回避し、また他の者からの不当な影響に屈せず、常に公正な立場を堅持すべきである。既に決まっている結論を正当化するためにレビューにバイアスをかけたり事実を歪曲させることが求められる場合には、プロフェッショナルとしてのレビューの付与を断ること。

公正な立場を堅持することは、業務の判断における客観性の保持を求めるものである。具体的には、外部~~評価~~レビュー機関は、発行体から独立しているべきであり、発行体との間での第三者性が確保されているべきである。第三者性については、資本関係又は人的関係により判断されることが望ましい。例えば、以下のような場合は、第三者性が確保されているとはいえないものと考えられる。

<第三者性が確保されているとはいえない場合の主な例>

<資本関係について>

- ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ・ 両者が親会社と子会社の関係にある場合

<人的関係について>

- ・ 一方の会社の役員又はこれに準ずる者が、他方の会社の役員又はこれに準ずる者を現に兼ねている場合
※役員又はこれに準ずる者とは、取締役、監査役、執行役、その他名称・呼称のいかんを問わず法人その他団体においてその業務執行、業務・会計の監査などの権限を会社法、民法等の法令により有する幹部たる役職等が該当すると考えられる。

③ プロフェッショナルとしての能力及び正当な注意~~{2-2-(2)-③}~~

外部~~評価~~レビュー機関は、プロフェッショナルとして、適切な外部レビューを提供できるよう、外部レビューの実施に当たり、その職務遂行能力を必要とされる水準を維持することが必要である。

グリーンボンド

プロフェッショナルとして求められる事項を遵守し、正当な注意を払いつつ業務を遂行すべきである。

外部評価レビュー機関は、その指示の下で業務を行う者が業務を実施するに当たって、適切な訓練及び監督を受けていることを確認すべきである。

外部評価レビュー機関は、プロフェッショナルとして求められる専門性については、以下が求められる。

- ・ 専門分野について、国際的な市場動向を含む関連知識と最新の専門的な実務の動向を絶えず把握し理解し、スキルの向上に常に努め、最新の専門性を備えていること。
- ・ 付与する外部レビューの種類に応じ、また、レビューを付与するグリーンプロジェクトの種類に応じ、関連する専門性を備えていること。
- ・ 専門性を十分に有していない分野においては、他の専門家を雇用又は参加させること。なお、一つのグリーンボンドに係るレビューを、必ずしも一つの外部評価レビュー機関が行わなければならないわけではなく、複数の外部評価レビュー機関が、各々の専門性を踏まえて、異なる事項に関するレビューを付与することも考えられる。

外部評価レビュー機関が備えることが望ましい専門性としては、以下のようなものが考えられる。

<専門性の主な例>

i) 調達資金の使途となるグリーンプロジェクトの適切性、グリーンプロジェクトの評価・選定のプロセスの適切性、環境改善効果の適切性等に係るレビューを付与する場合

- ・ 環境改善効果の有無に係る判断基準、環境改善効果に係る定量化の手法検証の際に参照する指標、環境評価、環境認証等の専門性

ii) 調達資金の管理、充当の適切性等に係るレビューを付与する場合

- ・ 財務・会計監査等の専門性

④ 守秘義務【~~2-2-(2)-④~~】

外部評価レビュー機関は、正当な理由なく、業務上知り得た情報を他の者に漏洩し、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。守秘義務の遵守に関して、顧客情報の保護に関する方針、体制等を定め、公表又は顧客に提供しているべきである。

グリーンボンド

⑤ プロフェッショナルとしての行動~~{2-2-(2)-⑤}~~

外部~~評価レビュー~~機関は、プロフェッショナルとしての自覚を持ち、プロフェッショナルとして求められる事項を遵守し、外部~~評価レビュー~~機関全体の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行わないべきである。

2) 外部~~評価レビュー~~機関の組織としての要件

⑥ 外部レビューを実施するための組織構造として、外部レビューを適切に実施するための十分な組織体制を有し、外部レビューを実施する方法論や手続をあらかじめ定めているべきである。~~{2-2-(2)-⑥}~~

⑦ 付与する外部レビューの領域をカバーするために必要とされる専門的な経験と資格を有する者を相当数雇用しているべきである。~~{2-2-(2)-⑦}~~

⑧ 専門的分野に係る賠償責任保険を利用する場合、その対象範囲に言及するべきである（ICMA（2022.6）「Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Bonds External Reviews」）。~~{2-2-(2)-⑧}~~

3) 外部レビュー機関の評価事項

⑨ 外部レビュー機関の評価事項は外部レビューの種類に依るが、SPOについては、以下等について評価するべきである（ICMA（2022.6）「Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Bonds External Reviews」）。

- ・ グリーンボンドに期待される4つの要素との適合性
- ・ 資金用途となることが想定されるグリーンプロジェクトの種類
- ・ 適格グリーンプロジェクトが目標とする環境改善効果
- ・ 関連がある場合、グリーンプロジェクトに関連する潜在的な重大な環境・社会リスク（ネガティブな効果）~~{2-2-(2)-⑨}~~

⑩ また、SPOについては、発行体の環境や社会、サステナビリティに関する包括的な目的、戦略、プロセスに関する評価を含むことが出来る。~~{2-2-(2)-⑩}~~

グリーンボンド

4) 外部レビューの結果に係わる文書等に含めるべき情報

⑪ 外部レビューの目的、業務の範囲、外部レビューを行う者の資格や外部評価レビュー機関としての専門性についての一般的な説明を含み、少なくとも、これらの情報を入手できる場所を示すべきである（ICMA（2022.6）「Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Bonds External Reviews」）。例えば、専門性について、レビューの結果に係る文書等の中で、例えば以下のような記載を行うなどにより、明確に示すことが望ましい。

<専門性に関する情報の主な記載例>

<専門性について>

「弊社は、環境影響評価に関する業務を約●年にわたり行っており、この分野に関する専門性を有します。」~~【2-2-(2)-⑪】~~

⑫ レビューを付与する外部評価レビュー機関は、その発行体から独立している第三者性及び利益相反の方針に関する声明について、レビューの結果に係る文書等において含め、少なくとも、これらの情報を入手できる場所を示すべきである（ICMA（2022.6）「Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Bonds External Reviews」）。~~【2-2-(2)-⑫】~~

⑬ 外部評価レビュー機関によるレビューには様々な種類があり、また同じ名称であっても、評価する事項や評価規準が異なっている場合がある。レビューを利用する関係者の理解を容易にするために、レビューを付与する外部評価レビュー機関は、使用する定義やどの事項について、どのような評価規準に照らして評価を行ったかという分析的アプローチや方法を、レビューの結果に係る文書等の中で、明確に示すべきである。例えば以下のような記載が考えられる（ICMA（2022.6）「Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Bonds External Reviews」）。~~【2-2-(2)-⑬】~~

グリーンボンド

<外部レビューに関する情報の主な記載例>

このレビューは、本グリーンボンドの以下の事項について評価するものです。

①グリーンボンド発行前のレビュー		
評価内容	対象	評価規準
・調達資金の具体的使途として予定しているグリーンプロジェクトの適切性を評価するもの。	○	弊社が定める評価規準 ⁴
・調達資金の充当対象となるグリーンプロジェクトを評価・選定するための規準や、当該規準に基づくグリーンプロジェクトの評価・選定の実施体制の適切性を評価するもの。	○	弊社が定める評価規準
・グリーンボンドにより調達される資金の追跡管理の具体的方法の適切性を評価するもの。		
・グリーンプロジェクトによりもたらされることが期待される環境改善効果（リファイナンスの場合は、実際に生じた環境改善効果）の適切性（環境改善効果の算定方法や、算定の前提条件の適切性を含む。）を評価するもの。	○	弊社が定める評価規準
<u>・グリーンボンドにより調達予定している資金の使用等に関する最新の情報のレポートングについて具体的な方法の適切性を評価するもの。</u>		
②グリーンボンド発行後のレビュー		
評価内容	対象	評価規準
・グリーンボンドにより調達された資金の管理や、グリーンプロジェクトへの調達資金の充当が、発行前に発行体が定めた方法で適切に行われていたかを評価するもの。		
・グリーンボンドにより調達された資金を充当したグリーンプロジェクトによりもたらされた環境改善効果が、発行前に発行体が定めた方法で適切に算定されているかを評価するもの。		

⑭ 外部レビューにおいて評価する限界的事項も含め、外部レビューには、その結論・アウトプットを含め、少なくとも、これらの情報を入手できる場所を示すべきである（ICMA（2022.6）「Guidelines for Green, Social, Sustainability and

⁴ 詳細な評価規準の開示は困難な場合があるものの、可能な範囲で、どのような評価規準に照らして評価を行ったかを明確に示すことが望ましい。

グリーンボンド

Sustainability-Linked Bonds External Reviews」)。【2-2-(2)-14】

【原則】

付録 I (2022 年 6 月)

グリーンボンドの種類

現在、グリーンボンドには 4 つの種類がある（市場の発展に伴い新しい種類が生まれる可能性があり、その場合はグリーンボンド原則の改訂に組み込まれる）。

- 1. Standard Green Use of Proceeds Bond (標準的グリーンボンド GBP)** : グリーンボンド原則に適合し、発行体への完全な遡求性を有する無担保債券。
- 2. Green Revenue Bond (グリーンレベニュー債)** : グリーンボンド原則に適合し、発行体への遡求性を有しない債券で、債券の信用リスクは、対象となるグリーンプロジェクトからの事業収入や使用料、税金などの将来に見込まれるキャッシュフローにあり、債券により調達された資金の用途は、信用の源泉との関係の有無を問わないグリーンプロジェクトとなる。
- 3. Green Project Bond (グリーンプロジェクト債)** : 一つ又は複数のグリーンプロジェクトに係るグリーンボンド原則に適合するプロジェクトボンドで、発行体への潜在的な遡求性の有無に関わらず、投資家は当該プロジェクトのリスクに直接さらされる。
- 4. Secured Green Bond (担保付グリーンボンド)** : 手取金が次のいずれかのグリーンプロジェクトに係る初期投資又はリファイナンスのためにのみ充当される担保付債券。
 - (1) 特定の債券のみの裏付けとなるグリーンプロジェクト（「担保付グリーン・コラテラル債」）
 - (2) 発行体、オリジネーター又はスポンサーのグリーンプロジェクト。グリーンプロジェクトが特定の債券の全部又は一部の裏付けとなる場合とならない場合がある（「担保付グリーン・スタンダード債」）。担保付グリーン・スタンダード債は、より大規模な取引の特定のクラスやトランシェとなり得る。

この担保付グリーンボンドのカテゴリーには、カバードボンド、証券化商品、資産担保コマーシ

グリーンボンド

ヤル・ペーパー、担保付約束手形、担保付社債及びその他の担保付組成商品が含まれるが、これらに限定されるものではない。一般的にこれらの場合は、裏付け資産のキャッシュフローを返済原資とすることができるか、又は資産が他の債権に優先して債券の担保となる。

発行体、オリジネーター又はスポンサーは、各担保付グリーンボンドが、上記（１）又は（２）のいずれに適合するか（すなわち、担保付グリーン・コラテラル債か担保付グリーン・スタンダード債か）を販売資料、募集等に係る提出書類又はその他の方法により明示すべきである。

担保付グリーンボンドにおけるグリーンプロジェクトは、他の種類のグリーン・ファイナンスの残高と二重計上すべきではなく、発行体、オリジネーター又は（該当する場合には）スポンサーは、グリーンボンド原則の全ての核となる要素との完全な適合性を確保しなければならない。

注記 1：

「ピュアプレイ」と称されることもある、環境面で持続可能な活動を主として又はそれのみに取り組む機関により発行されているがグリーンボンド原則の核となる要素に則していない環境、気候又はその他テーマ型債券の市場があることが認識されている。このような場合には、投資家に対し適宜注意喚起をする必要があり、「グリーンボンド」と称することでグリーンボンド原則の特徴を暗に示すことがないように注意すべきである。これらの機関は、既存の環境、気候又はその他のテーマ型債券について、可能な場合には、グリーンボンド原則のベストプラクティス（例えばレポート要件について）を採用し、また、将来の発行についてはグリーンボンド原則に適合させることが奨励される。

注記 2：

持続可能な開発目標（SDGs）に関連するものも含め、グリーン及びソーシャルプロジェクトを組み合わせて資金調達をするサステナビリティに関するテーマ型債券の市場もあることも認識されている。いくつかの事例においては、そのような債券は主に又は全体的に持続可能な活動に関係した組織によって発行されているが、それらの債券はグリーンボンド原則の4つの核となる要素には適合していないかもしれない。そのような場合、投資家は適切に周知される必要があり、またサステナビリティボンドであること若しくは持続可能な開発目標を参照し

グリーンボンド

ていることによってグリーンボンド原則（若しくはソーシャルボンド原則）の要素を含むと暗示しないよう、注意すべきである。これらの発行組織は可能な場合には、既発行のサステナビリティ、SDG、その他のテーマ型債券に対して、適切なグリーンボンド原則とソーシャルボンド原則のベストプラクティス（例えばレポーティング要件について）を採用し、かつ将来の発行をグリーンボンド原則及びソーシャルボンド原則に適合させることが奨励される。

グリーンボンド原則とソーシャルボンド原則の持続可能な開発目標へのマッピングは発行体、投資家、債券市場参加者が SDGs に照らしてグリーン、ソーシャル又はサステナビリティボンド／プログラムの資金調達目的を評価することができる広範な枠組みを提供することを目指しており、ICMA ウェブサイトの[サステナブル・ファイナンス・セクション](#)で入手可能である。

注記 3：

海洋資源の持続可能な利用及び関連する持続可能な経済的活動の促進の重要性を強調する目的で、多くの取引が、「ブルーボンド」又はそれに類するものとして促進されていることが認識されている。更に、これらの取組みは、公的セクターからの支援を含む特定の市場のイニシアティブにより支えられている。このような「ブルーボンド」も、グリーンボンド原則の4つの核となる要素に適合する限り、グリーンボンドであると整理される。

注記 4：

自らのグリーンボンドをグリーンボンド原則とサステナビリティ・リンク・ボンド原則の双方に適合させたいと考える発行体もいることが認識されている。疑義を避けるために付言するが、そのようなアプローチは発行体の裁量に任せるものであり、望ましい推奨されるものでも、妨げられるものでもない。